

公 告

愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例（昭和46年愛知県条例第6号）第6条第4項の規定に基づき、令和6年4月1日以後の利用から適用される愛知県口論義運動公園の利用料金の額を次のように承認した。

令和6年3月29日

愛知県知事 大村 秀章



愛知県口論義運動公園の利用料金の額

使用料金の名称	区 分	単 位	利用料金の額 (単位円)	備考
会議室	第一会議室	午前	2,440	
		午後	3,260	
		夜間	2,440	
	第二会議室	午前	4,080	
		午後	5,400	
		夜間	4,080	
野球場		1面2時間につき	2,040	
		1面4時間につき	4,080	
		1面8時間につき	6,220	
蹴球施設	蹴球場（全部利用）	2時間につき	7,140	
		4時間につき	14,280	
		8時間につき	21,420	
	附属照明設備（全部利用）	30分につき	1,320	
	蹴球場（二分の一利用）	2時間につき	3,570	
		4時間につき	7,140	
		8時間につき	10,710	
	附属照明設備（全部利用）	30分につき	710	
	会議室	2時間につき	1,020	
庭球施設	庭球場	1コート2時間につき	710	
		1コート4時間につき	1,420	
		1コート8時間につき	2,140	
	附属照明設備	1コート1時間につき	510	

水泳施設	専用利用	第一水泳場	全部利用	平日	2時間につき	21,600	
				土日、休日	2時間につき	23,500	
			一部利用	平日	2時間につき	10,500	
				土日、休日	2時間につき	16,000	
		第二水泳場	全部利用	平日	2時間につき	10,500	
				土日、休日	2時間につき	12,000	
			一部利用	平日	2時間につき	6,700	
				土日、休日	2時間につき	9,900	
	一般利用	中学生以下の者			1人1回につき	310	
					回数券(11枚綴)	3,100	
		その他の者			1人1回につき	820	
					回数券(11枚綴)	8,200	
附属設備	拡声装置			1日1式につき	1,930		
	いす(1人掛用)			1日1点につき	40		
	天幕			1日1点につき	390		
	長机			1日1点につき	140		
	競泳用自動審判計時システム			1日1式につき	8,000		

この表において、「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時までをいう。